

17 . 終戦から公布までの憲法制定の流れ (2)

・ 3 月 6 日案公表後

3 月 6 日案が国民に公表されたのち、憲法制定への審議は、GHQ 民政局 (および内閣法制局) から、帝国議会と枢密院へと移ることとなった。これは、日本国憲法の制定をあくまでも大日本帝国憲法 73 条に基く「改正」という手続きで行うため、従来通りの手続きを踏む必要があったからである。

国会での審議に先立ち、3 月 10 日には衆議院選挙の公示が行われ (この議会は、日本初となる女性議員を含むものであった)、4 月 10 日総選挙、6 月 20 日開会となった (これが、憲法改正を行った第 90 帝国議会であり、最後の「帝国議会」となった)。

・ 枢密院での審議

帝国議会での審議に先立つ 3 月 20 日、幣原首相は枢密院において憲法草案の説明を行った (枢密院とは、天皇の勅撰で選ばれる、天皇の最高諮問機関であり、戦前憲法問題を扱う最高機関であった)。

4 月 2 日から 4 月 15 日にかけて、憲法草案の微調整が行われ、法制局と GHQ 民政局との間で交渉が行われた。この交渉を踏まえて完成したのが 4 月 17 日の「帝国憲法改正草案」である。改正草案は、同日枢密院に下付され、22 日より審議が始まった。

途中、幣原首相の辞職に伴い、首相は吉田茂へと変わった。この間首相交代により一旦改正案の撤回と再諮詢が行われ、6 月 8 日に天皇臨席の下、枢密院で改正草案が可決された。

・ 帝国議会での審議

前述の通り、枢密院での可決後 6 月 20 日になって、第 90 帝国議会は開会された。25 日に改正案は本会議に上程され、6 月 28 日より芦田均を委員長とする特別委員会に付託された。

この、憲法改正案委員会では、7 月 23 日まで審議が行われ、その後憲法案の審議は芦田を委員長とする小委員会へと移された。この小委員会では、憲法 9 条に対する修正 (芦田修正) が行われたほか、憲法研究会のメンバーであり、元東京大学教授である森戸辰男により、憲法に生存権規定が挿入された (現在の憲法 25 条にあたる)。これらを踏まえ、8 月 24 日、衆議院で憲法改正案は修正可決された。(注 : 芦田修正とは、憲法 9 条第 2 項に「前項の目的を達成するため」という文言をいれた修正である。この修正により、2 項に記された「戦力放棄」「交戦権の否認」が、自衛戦争においては適応されないという解釈が成り立つこととなった。詳しくは、10 頁の条文を参照されたい。)

この後、審議は貴族院に移され、8 月 26 日より貴族院にて審議が行われた。

9 月 24 日、GHQ 民政局局長ホイットニーは吉田首相を訪れ、憲法案に国務大臣の文民規定 (軍人が大臣に就任することを禁じる) を入れるよう要請した (これは極東委員会の意向である)。これを貴族院の修正として挿入し、10 月 6 日貴族院にて憲法改正案は修正可決された。

改正案は、10 月 7 日再び衆議院で可決され、10 月 12 日第 90 帝国議会は閉会した。閉会と同時に修正案は再び枢密院へと送られ、10 月 29 日天皇臨席の下で枢密院にて諮詢された。

かくして、11 月 3 日、日本国憲法は公布の日を迎えることとなった。